

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成 19 年度は、消防職 14 人（男性 13 人、女性 1 人）を採用しました。また、再任用職員（短時間勤務職員）を 1 名採用しました。

(2) 職員の退職者数

平成 19 年度の退職者は 16 人です。（定年退職 6 人、勧奨退職 9 人、死亡退職 1 人）

(3) 部門別職員数

平成 19 年度の職員数は、一般行政部門 1 人、消防部門 317 人、斎場部門 1 人で、18 年度に比べ消防部門が 3 人減少しています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成 19 年度の人件費は、2,841,850 千円で、歳出額に対する人件費率は 70.9% です。

(2) 職員給与費の状況

平成 19 年度の 319 人分の給与費は給料 1,418,917 千円、職員手当 804,099 千円で、1 人あたりの給与費は 6,969 千円です。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在の消防職の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況は、平均年齢が 38.9 歳で平均給料月額が 319 千円、平均給与月額が 408 千円、一般職の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況は、平均年齢が 51.0 歳で平均給料月額が 356 千円、平均給与月額が 418 千円です。

(4) 職員の初任給の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在の職員の初任給の状況は、消防職・一般職ともに大学卒 178,800 円、高校卒 149,800 円です。

(5) 職員手当の状況

平成 19 年度の期末・勤勉手当の支給割合は 4.50 月、地域手当の支給率は 6.5% で、職員 1 人あたりの平均支給年額は 279 千円です。

平成 19 年度の時間外手当は総支給額が 37,180 千円で、職員 1 人あたりの支給年額は 187 千円です。

平成 19 年度の特殊勤務手当の職員 1 人あたりの支給年額は 46 千円です。

(6) 特別職の報酬等の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

管理者 24,400 円、副管理者 20,800 円、議長 20,800 円、副議長 20,000 円、議会運営委員会委員長 19,200 円、議会運営委員会副委員長 18,400 円、議員 17,600 円です。（月額）

また、期末手当として年間 4.4 月分が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1 週間の勤務時間数(平成 19 年度)

毎日勤務職員・隔日勤務職員の勤務時間は、ともに 1 週間あたり 38 時間 45 分です。

(2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況

平成 19 年度に育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成 19 年度において、分限処分された職員は 1 名、懲戒処分された職員はいませんでした。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 19 年度における承認件数は、厚生計画に参加の場合が 18 件となっています。

(2) 営利企業等従事の許可状況

平成 19 年度における許可件数はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 19 年度に実施した研修は、合計で 137 コースあり、延べ研修人員は 1,097 人です。

(2) 職員の勤務成績の評定方法

地方公務員法第 40 条に基づく職員の勤務成績の評定については、職務・職階ごとの評価シートを用い、複数の評価者による 5 段階評価の勤務評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。

平成 19 年度は共済組合の負担金として、330,131 千円支出しました。

この他、平成 19 年度は、消防職員等互助会への助成金として 1,965 千円支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

平成 19 年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数はありませんでした。

8 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 19 年度は、措置要求案件及び不服申立て案件はありませんでした。